

事 務 連 絡

平成19年7月19日

都 道 府 県 労 働 局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐

(医 療 福 祉 担 当)

義肢等補装具支給要綱の取扱いについて

平成19年6月29日厚生労働省告示第231号により、障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）が改正されたところであるが、今月下旬より労災保険における義肢等補装具支給制度について検討を行うこととしていることから、義肢等補装具支給要綱（平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具支給要綱の制定について」の別添）に定める支給基準及び修理基準の価格については、検討結果に基づく制度改正と併せて、必要に応じ改正を行う予定である。

なお、別途指示のあるまでの間は、現行の義肢等補装具支給要綱に定める支給基準及び修理基準の価格にて取扱うことを念のため申し添える。